

農地の 貸借方法が 変わります!

所有者様
耕作者様



こんな方はご参加をお願いします

- 農地(貸し農地、未耕作農地等)をお持ちの方
 - 現在、田・畑など耕作されている方
 - これから農業をしたいとお考えの方
- など、農地に関わりのある方はご参加下さい

農地中間管理事業説明会 & 地域計画策定会議開催

時間 〇〇時〇〇分～〇〇時 場所 〇〇〇〇〇〇〇

農地の貸し借りは、令和7年4月より地域計画に促して
『農地中間管理機構』にまとめられます!



農地中間管理事業は
所有者様と耕作者様間で
起きる課題や貸借契約を
フォローします。

農地中間管理機構(京都府農業会議※)が、農地の所有者様から農地を借り受け、農地の利用の効率化や規模拡大、新規就農者の参入など、耕作を考えている耕作者様に貸し付ける制度です。

※担い手への農地の集積・集約化を進めるために、法律に基づき都道府県知事が指定し、都道府県に一つ設置される農地の中間的受け皿となる組織です。京都府では「一般社団法人京都府農業会議」を指定しています。

農地を
貸したい方の
メリット



借受

窓口は
宮津市



農地中間管理機構

貸付



農地を
借りたい方の
メリット

- 公的機関だから安心
- 複数の耕作者様も農地中間管理機構だけの契約になり手続きも簡単♪
- 耕作者様が変わっても変更の必要なし
- 税制の優遇措置※が適用されます

- 複数所有者様から農地を借りても、農地中間管理機構の契約のみ!
 - 相続変更時も再契約の必要なし!
 - 所有者不明農地も貸借が可能!
 - 様々な地域支援※も受けられます!
- ※条件あり

※①所有する全農地を、新たに、まとめて農地中間管理機構に貸し付けた場合、農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税が1/2に軽減(10年以上の貸付は3年間、15年以上の貸付は5年間軽減)
②相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合に、納税猶予の適用農地を貸借しても、農地バンクを通じた貸借であれば納税猶予が継続します。

農地中間管理機構は農地所有者様と耕作者様の“声”に対応します



「そろそろ農業引退かなあ」
「相続したけどどうしたら…」
「農地を縮小したいが荒らすのも…」
「貸してる人がたくさんいて更新が大変」
「サラリーマンだから今は農業は難しい…」



農地中間管理事業を活用して、
作りやすい環境づくりを応援します!

「もっと農地を広げたい…」
「農地が近いともっと耕作できるのに…」
「相続したのがだれかわからない…」
「退職したからまとめて耕作をしたい…」
「地権者との契約更新が大変」



地域ぐるみで 地域の農業を話合う 【地域計画】を 進めています



改正農業経営基盤強化促進法
(令和5年4月施行)

【地域計画】とは
地域の将来の農地、農業を維持するた
めに、**誰が・どこの農地で・どんな作物
を・どのように栽培するのか**、地図(目標
地図※)を用いて地域のみならず話し合
い、これからの地域農業をみんなで作
り上げていく**将来計画**です。
個々では解決が困難な課題を、**地域ぐ
るみで解決**できるよう、「意見の一致」を
図り、地域計画で明文化(計画書)し、地
域ぐるみで取り組む計画です。

※目標地図とは、地域の話し合いの結果や、農地の出し手・受け
手の意向を踏まえて、「いつ」「誰が」「どの農地を」担い活用し
ていくのかを地図として明確にしたものです。これにより、**農地
利用の将来像**が地域で共有され、将来に向けた方針や取組み
を、地域が一体となって進めていくことができます。



地域計画の話し合いには
農家、農地所有者、非農
家など老若男女問わずご参
加頂き**集落の色々な声**を
頂いています!



地域で話合われた事から様々な結果が生まれています。

吉津
地区

**非農家による
吉津農業お助け隊**



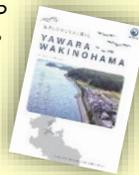
- ◎農地利用最適化委員のLINEグループの呼びかけ
- ◎若手就農者らに、少なくなった担い手を**非農家を中心とした地域住民**がお手伝い
- ◎「吉津農業お助け隊」が結成

栗田
地区

**話し合いから始まった
集落の雰囲気づくり**

- ◎集落の高齢化、人口減少を考え、集落内アンケートを実施。地域課題(集落問題、世代間ギャップなど)を掘り起こし、集落の話し合いから皆で考える雰囲気づくりに努力。
- ◎府・援農隊制度を活用して都市部の人との交流や、移住者受け入れの一環として農業インターンシップ実施などに取り組んできた。近年、2組が新規就農している。

※集落内で講師を招いて農業研修や講演を実施。また、近隣の視察も行い集落づくりに取り組む



**まずは話し合いから
始めましょう!**

地域によって課題は様々。
地域の方の声を集めて、出来る
取組みを地域ぐるみで考える。
これこそが**地域計画**です!
多くの方のご参加をお願いします!

令和6年
4/1から

全国で「所有者不明土地」が増加!
※令和6年4月1日より以前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。

Q: 不動産を所有していた親が亡くなりました。どうすればよいですか
A: まずは相続人の中で早めに遺産分割の話し合いを行ってください。その結果、不動産を取得した方は、法務局で相続登記をする必要があります。

Q: 相続登記をしないことで起こる問題はどんなことがありますか
A: 登記名義人と所有者が異なることで不動産の売買、賃貸、解体などの契約ができない、不動産を適切に管理しないことにより周辺の生活環境に悪影響を及ぼす、権利関係が複雑化し、相続手続きが困難になるなどの問題が発生します。

Q: 相続登記について不明な点があれば、どこに相談すればよいですか
A: お近くの法務局や、登記の専門家である司法書士にご相談ください。相談には事前の相談予約が必要です。

【必ず事前予約をお願いします】
京都地方法務局宮津支局
(宮津地方合同庁舎)

TEL: 0772-22-2561

司法書士無料相談会、弁護士無料相談会
(宮津市広報誌を参照下さい)



相続登記の
期 限

不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。